

(問) 「退院・退所加算Ⅲ」を算定するにあたっては、利用者の入院中に病院等の職員からの情報収集を3回以上行い、うち1回以上がカンファレンスである必要があるが、当該カンファレンスはケアマネジャー以外に3職種（医療職等）以上の出席が必要となるのか。

(答)

「退院・退所加算Ⅲ」の算定要件として、病院で開催されるカンファレンスが診療報酬上の「退院時共同指導料2の注3」の要件を満たす必要があり、「退院時共同指導料2の注3」には、「入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等（看護師、准看護師）が、在宅療養担当医療機関の保険医もしくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のうちいずれか3者以上と共同して指導を行った場合」とある。

したがって、「退院・退所加算Ⅲ」の要件を満たすためには、カンファレンスにおいてケアマネジャーを除いた3職種以上の出席が必要となる。

※下線部は平成30年度診療報酬改定時に加わったもの。

担当：大和市健康福祉部

介護保険課事業者指導担当

TEL046-260-5170